

南部箕蚊屋広域連合職員の定年等に関する条例

令和5年3月31日 条例第3号

南部箕蚊屋広域連合職員の定年等に関する条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第8号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の定年等に関し必要な事項については、南部町職員の定年等に関する条例（平成16年南部町条例第31号）を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。